

第3回 緊急地震速報評価・改善検討会
「緊急地震速報の受信端末及び配信に関する検討部会」の議事概要

1. 部会の概要

日時：平成23年3月2日(水) 15:00～17:00

場所：気象庁大会議室(気象庁5階)

部会委員出席者：中森部会長、小豆澤、加藤、上村、国崎、鷹野、西野の各部会委員

気象庁出席者：宇平、関田、松村(代理：松浦)、土井、上垣内、横山、横田(代理：舟崎)、
長谷川、内藤

2. 議事概要

「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)」について、国民からのご意見に対する気象庁の見解や修正案、及びガイドラインの実効性の確保方策について、各委員にご議論いただいた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

<ガイドラインについて>

- ・キャンセル報の扱いについて、「それ以外の場合は利用しない事を推奨」と書いてある点が理解しにくいので、わかりやすい表現に改めた方がよい。
- ・震度の予想が大きく(例えば震度4が震度1に)変化した場合、後からの予想の方が精度が高まっている可能性が高いのに、緊急地震速報の放送を修正しないというのは如何なものか。緊急地震速報への信頼を損なわないよう震度が小さくなる場合でも放送を修正することについて検討するべきではないか。
- ・百貨店においては、館内放送を自動で流す場合が多いので、あとで予想が変化しても震度等の修正を入れるタイミングが難しい。また、もしその修正を入れた後に強い揺れが来てしまった際に、誰が責任を取るのか判断が難しい部分がある。オペレーターが放送を修正する分はできるかもしれないが、自動で放送する場合は修正が難しい。緊急地震速報は短い時間間隔で提供されるという制約がある中で、どういう放送が適切なのか考えることがポイントである。
- ・今後、放送設備など制御される側の機器が震度の予想の変化に対応してくる可能性もあるので、ガイドラインには、そのようなことも折り込んでおくべきではないか。
- ・ガイドラインを厳しく決めると、サービスを提供する側からすると束縛されすぎると感じるだろう。しかし国民からすれば、ガイドラインは厳しく設定して欲しいと感じているだろう事から、ガイドラインはきめ細かい方に定め、サービス提供側はそれをシチュエーション毎に費用対効果などを見ながら使い分けていくと言うのが基本的な考えだと思う。
- ・「NHK チャイム音」という名称を使うと、その音を使った際の責任がNHK側に移ってしまうおそれがある。気象庁に緊急地震速報の音を統一しようとする意思があるのであれば、これは本来気象庁がもつべき責任であるので、ガイドライン上で「緊急地震速報警報音」のような名称を使うべきではないか。
- ・根本的にガイドラインの章建てやページ作りが下手で、今何を読んでいるのかが分から

ないので、わかりやすい構成にして欲しい。

- ・「ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKのチャイム音を検知した後に、ラジオの音量を上げて知らせたり、館内放送設備等を制御する装置」という装置名は長い。端的な名前をつけられないか。
- ・「1-3 対象(1)対象とする端末・配信」内に別紙の項目を利用者に公開を求めるとあるが、マニュアルに書くなど利用者が購入した後で分かるよう対応では不十分なので、利用者が購入前に知ることができることを担保するような書きぶりにして欲しい。

< 実効性の確保について >

- ・ガイドラインの実効性を確保するための周知広報の手段として、新聞やテレビのほか、地方公共団体の広報誌も有効であるので、それへの掲載についても検討いただきたい。
- ・ガイドラインを作ったまま放置することにならないよう、配信・許可事業者がどの程度ガイドラインに沿って公開しているか、端末を作ったり配信を行っているかという事後調査をしっかりと行っていく必要があるのではないか。
- ・事業者が端末や配信について公開している情報を、気象庁が収集し、それが果たしてガイドラインに沿うものなのかを吟味し、事業者に対してフィードバックする必要があるのではないか。

3. 今後の予定

- ・今回議論した点を踏まえ、さらに部会長預かりとした部分について修正ができ次第、緊急地震速報評価・改善検討会において了承をいただき、3月25日辺りを目途にガイドラインを公表したい。